

勿凝学問 190

「地方を活性化する」とか「中産階級を生む」とかというのは意図的にやらないとできっこないんです
社会保障国民会第7回議雇用年金分科会（9月8日開催）での発言

2008年10月29日
慶應義塾大学 商学部
教授 権丈善一

社会保障国民会議第7回雇用年金分科会（9月8日開催）では、「[低所得者に対する対策等について](#)」が議論された。その中、わたくしは、「地方を活性化する」とか「中産階級を生む」とかというのは、意図的にやらないとできっこないんです。中産階級をこの国でつくるぞとか、地方に雇用をつくるぞということを意図的にやらないとできるわけがない。」と発言する。少し長い引用になるが、そこに辿りつくまでの国民会議座長吉川洋先生とわたくしのやりとり——途中、「社会保障素人の経済学者と社会保障研究者の相違は、ミーンズテストとスティグマという言葉、および生活保護と社会保険の歴史的経緯を知っているかどうかにあるんですね」などもある——を・・・ゴールまで頑張ってください。さらに途中、「私はもともと権丈先生に反論する意味で伺っていたのではないのですが」「私も闘っているつもりは全然ないんですけれども」——などもある。

○権丈委員 先ほど岡本委員のほうから、低所得者に対する就労というのは限りなく地方の問題だ、そして、骨太のしっかりした成長政策を期待すると話がありまして、私もそれは根本的に同じ意見です。ただ、今までの骨太の成長政策というのが地方に雇用を与えるような政策であったのかどうかという、そのあたりのところは考えないといけない。地方を切り捨てるような形で骨太の成長政策というものがつくられていたのではないか。結果、地方が疲弊した。そこに生活保護が増えてきた。これは、生活保護がセーフティ・ネットとして十分機能しているという話だと思えます。だから、これが増えてきたということで、モグラ叩きのように一方的に叩く、増えてきたから減らすために叩くという対象になるのかどうかは、疑問だと思います。ですから、セーフティ・ネットとして効いている。ただ、効いている割合として見れば、社会保障全体に占める生活保護の割合というのは大体3%弱です。そして、その中での医療扶助を外すと、現金給付は1%台の前半です。そしてGDPに占める生活保護費の割合というのは先進国の中では圧倒的に少ない。そうした中、今、地方が切り捨てられていき、雇用の機会がなくなり、生活保護がセーフティ・ネットとしてぎりぎりとして効いている。生活保護には地方の負担があるので、地方は財政的に非常に苦しい状況に追い込まれている。根本的に見直さなければいけないのは、今まで

のような成長戦略でいいのかということにあると思いますので、生活保護が地方財政を逼迫させているという状況が、この国の経済政策そのものを考えるきっかけになればと思います。

それと、先ほど中村委員のほうから、松山市では9,000人の生活保護受給者のうち3,700人が65歳以上で、その中の58%が年金受給者だと。年金受給額よりも生活保護受給額のほうが高いことは問題ではないかと。たしかにそういう見方もあり、そういう見方が一般的であるのかもしれないのですが、一歩もとへ戻りますと、若いときに年金をもらって普通の生活ができるだけのストックを蓄えることができるだけの雇用が保障されていなかったことが問題だと考えることもできるわけです。年金6万6,000円ですけれど、生活保護を受給するためには、ミーンズテストがあるわけです。普通の人にとって、ミーンズテストにはどうしてもスティグマが伴う。だからミーンズテストというものをなるべく避けたい。ミーンズテストを受けることは、生活保護受給者にとっては一つのコストなんです。ミーンズテストがあるがために6万6,000円よりも高い給付を保障することができるわけなんです。けれども、このところが議論されるときには、このミーンズテストというのがコストゼロで議論されている。私はかなりひっかかります。

社会保障素人の経済学者と社会保障研究者の相違は、ミーンズテストとスティグマという言葉、および生活保護と社会保険の歴史的経緯を知っているかどうかにあるんですね。このあたりが分からないと生活保護と基礎年金をダイレクトに比較してしまうことになる。生活保護には地域差はあるけれど、基礎年金にはない。生活保護は生活扶助に加えて医療、教育など、ケースごとに対応し、福祉事業所に一定の裁量があって、現実には締め付けが激しいのですが、年金は拠出条件さえ満たしておけば一定の現金支給を行う。しかも現金給付のみ。これらは根本的に違う。

年金だけで暮らしていけないのだから、基礎年金が悪いんだと考える以前に、基礎年金というのは一種のブースターといいますか、これだけあればあとはみんな自分で頑張れるよねという、その部分を保障するという役割を持っているんです。ゴールフィージビリティフェクト、目的達成効果といいますけれど、ゼロからだったら頑張れないけど、目標が実現可能な水準にあるのならば人は頑張る。そうした基礎的な水準を基礎年金は保障している。基礎年金だけで暮らしていけないと言うことはたして、どの程度年金の問題なのか。その部分を保障するという役割を持っていると思いますので、これは年金の問題なのかどうか。

今日は後ほどその第3番目の資料のところでも高齢者の生活保障をどうするかというところでも議論が出ると思うんですけれども、年金という給付額だけを基準にして最低保障年金を保障するという方法と、あるいは若干のミーンズテストを課せば、少し高い給付水準を保障することができるような制度を設計することもできるんです。年

金だけにすると、今まで払った人との整合性をどうするんだという形で、どうしても低い形で設定せざるを得なくなるんです。この生活保護というのは、ほかの国からすれば、何でそんなに厳しいミーンズテストをやるのかというぐらいの厳しいミーンズテストを課して給付制限を行っているために、そこをクリアといいますか、その試練を乗り越えた、そこで生まれるスティグマというコストを払った人たちが6万6,000円以上のしっかりとした生活ができますよという仕組みになっている。6万6,000円しかもらっていない人たちは、普通の今までのストックで普通の生活をちゃんとカバーしてもらえようということが重要になってくるわけで、私は、これはだから、それ以前の雇用が十分保障されていなかったことがここ10年間ぐらいで積み重なってきたというのが大きな原因じゃないかと思っております。

...

○吉川委員 皆様方のご議論を伺いながら幾つか感想を持ちました。一つは、先ほど中村委員から、ここ5年ぐらいで生活保護率が随分上昇した、これは、生活保護はいろいろな問題はあるけれども、やはり経済の実態を反映したものだ、つまり地方の経済が苦しいというお話があったと思うが、まさにそのとおりだと思います。ただ、生活保護に限らないのですが、我々が制度設計を考えると、申し上げたいことは、現在の日本はいわゆる「失われた10年」の後遺症がまだ完全に消えていないと私は考えています。そういう事実と、それから中長期的なあるべき姿をどのように設計するか、2つのことがあるので、いわば2方面作戦をしないといけない。こういう状況の中で、制度としてはやはり中長期的なあるべき姿というのを設計の基本とすべきだと思うので、そこをどのように考えていくかということだと思います。先ほど中村委員からのお話があったのですが、マクロで見ますと、数年前に、日銀が国会で説明したと思うのですが、いわゆる失われた10年、90年代の初めから、仮に日本経済が、実質2%だったと思うのですが、要するに大体潜在成長率に合った形で成長していた場合に比べてどれだけいわゆるゼロ金利の状況で利子所得が逸失したか、この逸失利子所得の推計というのを日本銀行として説明されたのですが、当然想定置き方によって、また期間によって数字が違ってきますが、私の記憶ではたしか180兆から300兆円だったと思います。これは利子所得なのですが、労働所得まで入れて私が似たようなことをやってみると、大体500兆円ぐらいの数字で出てくるわけです。ですから、日本経済が潜在成長率にほぼ等しい形でいわば順調に成長していた場合に比べて、失われた10年と呼ばれるような長期停滞があったために、労働所得まで含めれば500兆ぐらいが消えているわけで、それをだれかが何らかの形で負担しなければいけない。これが高齢者も含めてですけれども、いわゆる弱い立場の方々が負担しているというのが現実だろうと思います。これが私の言っている失われた10年の後遺症で、これが制度上は生活保護率の上昇といった具体的な形で出てきている。そういう面があると思います。

我々として解決しなければいけない深刻な状況に直面している。これが一つです。ただし、もう一つ、失われた10年というような長期停滞はいつまでも続いていいわけではないわけで、しっかりと日本経済は成長しているということになった場合に、生活保護を含めた制度を一体どのように考えるのかということです。年金との関係を権丈先生が指摘されましたけれども、年金との関係で生活保護というのは一体どのように設計するのが良いか。また、保護率というのはどれくらいの水準が健全なのか。先ほどからお話しているとおり、今は非常に苦しい状況だろうと思います。ただ、先ほど事務局で配っていただいた資料1-2の7ページに地域別保護率の比較というものがあるのですが、こうしたものを見ると、地域によっては、現状苦しいということはあるのですが、そうはいつても長期的な姿として生活保護率というのがこんなに高くいいのだろうか。それだけ経済が厳しいと言われればそれまでなのですが、生活保護のあり方についても考えなければいけないのではないかとことがあります。

もう一つは、雇用について、岡本委員、中村委員からやはりいろいろのご意見があって、確かにいわゆる地方切り捨て的なことではいけない、地方の経済が順調に成長しなければいけないというのは、そのとおりだと思います。私がこれから申し上げることも、いわゆる地方切り捨てでいいと取っていただきたいくないのですが、そのことをお断りした上で、地域別の成長のばらつきというのは日本に限られない。イギリスでもアメリカでもフランスでもドイツでもどこでもある。地域別に経済が均等に成長するということはあり得ないので、年齢にもよるのですが、ある程度の年齢層以下の人たちは人間が地域的に移動するということがないと、個人の立場に立つと、しっかりとした就労機会、結果としてのしっかりとした賃金というものは得られないということがあるだろうと思います。日本列島の上で一体どういう産業、職業が今後生まれていくのかというのは、これはだれかが計画できるものでもないで、それなりの理屈に従って誕生していくのだろうと思いますが、その際に均等にこの日本列島の上に同じように就労機会をつくるというのは、私は不可能だと思います。したがって、その場合ある年齢層以下の人たちのモビリティの問題、これはどこの国でも、人々の地域的な移動というのが就業、雇用、結果、所得を支えているという面があることは否定できないわけですから、これもたった今の足下の問題と、それから中長期的な姿を区別して我々が考えておかなければいけないことだろうと思っております。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、ほかに。どうぞ、権丈委員。

○権丈委員 私も吉川先生のおっしゃる意味はよくわかりまして、成長のためには労働の移動とか産業構造の転換、いろいろなものを国全体で考えていかなければいけないと思っております。ただ、そうなってくると、移動や転換のコストの負担をどこに負わせるかということと、一国全体で経済全体のことを考えていくのであれば、

そこで生まれたパイというのは国全体で分配するのが当然だと思いますし、地方分権という名のもとに成長のためのコスト面を余り地方に負わせない形にしておかないと、コストは地方が負担したけれど果実は中央が得るのみというのでは、地方にはちょっとつらい状況が生まれてくるな、いや、現実にそうなっていると思っております。

○吉川委員 年金の議論の中でも、いわゆる基礎年金の部分、生活保護の一つ上の最低保障をするような制度も考えてもいいのではないかという議論が出ていますから、そうしたことからすれば、岡本委員がおっしゃったことはメイクセンスすると思うのです。ただ、生活保護も含めて、長期的な制度設計の上ではモラルハザードをどう防ぐか、これが重要な論点として避けることができないと思います。このところをどのように制度としてきちんと担保するのか。モラルハザードの排除ということです。

ここで我々も知恵を出さなければいけないと思います。

それから、先ほど宮島委員がおっしゃっていたことで、低所得者の方々への制度が複雑だし、またそれと関係して所得捕捉の問題がある。そういうことからすると、社会保障番号が必要だということが、多分大方の委員の方々のコンセンサスではないかと思います。中間報告でも私たちは書いたわけですが、社会保障番号あるいはさらにその先にはカードといったものも考える必要があるということだと思います。

○清家座長 ありがとうございます。

では、権丈委員。

○権丈委員 きょうは低所得者の対策ということで、先ほど宮武委員がおっしゃっていたように、私たちの共有の知識として、この国は保護率が異常に低いとか、生活保護というもののGDPに占める割合が圧倒的にほかに比べて低いとか、いろいろなものがあります。第三の道とかと言って、ウェルフェア・トゥ・ワークとか、セーフティ・ネットからトランポリンへなどという話は、ブレアとか、もともとはクリントンのときから始まるんですけども、それらが出てきたときに、私は「そうした考えがこの国で流行るのは危ないぞ」という問題意識を持ちました。この国ほど母子世帯が働いている国もないし、いろいろな形で福祉給付に就労義務を負わされているところもない、そして老親に対する扶養義務まで課されているようなところもないわけでした。障害者は非常に厳しい状況で給付を受けているといった状況で、外国で流行の考え方をポンと持ってくるようなおっちょこちょいは止めておきなといった文章をあの時期に書いていました。そういうことがいろいろと起こってくるみたいで、今起こっている生活保護の受給者の数がふえていくときに、働く場所が本当に地域の中にあるのか、そういうところの経済政策を考えていかなければいけないですねといったことをずっと私は言い続けていた人間なので、宮武委員の意見にとても共感いたします。

そして、宮武委員がおっしゃっていたように、今日の資料3の「高齢者に対する各国の最低所得保障的制度の概要」というところで、日本には高齢者に対する拠出制年金以外の特別な所得保障制度なし、これはものすごい特徴のあることなんです。この部分だけでも埋めようよといった前向きな考え方でいけば、私は国民会議の一つのネットコントリビューションがあるんじゃないかと思うんですが、ここを埋める場合に、議論を整理するために言っておきますと、3つの手段があります。

1つは、まず資料1-2を見てください。1ページのところで、これは今からOECDの基準に基づいて話をしますけれども、最低生活費と年金等の収入という図があります。資料1-2の「生活保護制度の現状と課題」です。この生活保護の最低生活費という基準があって、基礎年金の満額は、この生活保護の最低生活費よりも低く設定されています。この基礎年金、ベーシックペンを最低生活費のところまで高めるといった手段もあります。それは保険料や租税の投入を高めればできます。けれども、そうした負担増という選択肢をとるのが、高齢者の最低所得保障制度を考えるのに妥当なのかどうか。

次には、生活というのは年金だけでなく、いろいろな資産からの所得もあればいろいろなものもある、あるいは働くこともできるといったことを考えて、年金は一種のゴール・フィジビリティ・エフェクトといいますか、目標達成効果といいますか、高い目標を掲げると人間頑張れないんですけど、ここまでは保障するからあとは自分で頑張るといって、頑張るための応援額程度に抑えておいて、頑張りができなかった人はミーンズテスト付きの所得保障制度でカバーしていきましょうといった政策をこの国では今とっているわけなんです。基礎年金、ベーシックペンという最低所得を保障する方法がそうしたものになります。けれども、高いベーシックペンを給付して、それだけで高齢者の最低所得を保障している国は、なかったと記憶しています。

そして二つ目の方法は、今度は資料3の「高齢者に対する各国の最低所得保障的制度の概要」のところで、スウェーデンのようなもので、最低保障年金という形で、年金は最低でも幾ら上げますと約束して、年金だけでは受給要件の基準に使うものを最低保障年金、ミニマム・ペンションとOECDでは定義して、そこにスウェーデンのも入れていきます。

我々はその制度を選択するのか。三つ目の方法は、ドイツとかフランスとかになります。

これらの国はある程度の所得審査、インカム・テストは課します。年金だけで生活しているんじゃないんだよねと、ほかの所得もあるはずだから、その所得はちゃんとチェックさせてもらいますよと言って審査して、最低額に満たなかったら最低所得までは保障しますという、この3つの選択肢があるんです。そのうちのどれを選択するか。最低保障年金と我々専門家が呼ぶときには、年金だけを給付対象の給付算定

に基準として利用するとき、最低保障年金というわけなんですけれども、果たしてその方法がいいのか。それとも、先ほどから出てきている批判、つまり基礎年金が生活保護よりも低いというのはおかしいじゃないかというんだらば、いっそ基礎年金を上げますよという選択肢もある。けれども、この政策は、ターゲット・エフィシェンシーといえますか、目標効率性といえますか、保険料が非常に高くなる。そして、今批判されているような形で高所得者のところまで給付が行く基礎年金を実現しようとする、保険料とか税率が非常に高くなる。橘木先生は、基礎年金で生活できるように15%の消費税をとおっしゃっている。ただ、高齢者の低所得問題を解決するのに、そういう効率の悪い制度は採用している国はないです。だから、多くの国がとっているところは、年金額が低い人をターゲットに定めて、年金額のみを調べて最低保障年金を給付するか、あるいは資産調査や所得調査を課して最低所得を保障する方法を採用している。けれども、若年層に課しているのと同様の就労の義務とかは、高齢者だという理由でほとんど課さないといったものがこの高齢期の最低所得保障という形になりますので、高齢期の最低所得保障と最低保障年金というのは別物だと考えていただかないと、議論が混乱します。よく新聞とか、あるいはいろいろところで最近、最低保障年金というのを正しく理解して、これまで払いなさい、払いなさいと保険料のことを言っていたのに、ある日突然、払わなくてもお金は上げますといったことがあっていいのかといった議論も世の中には散見するようになってきているので、その辺の議論を整理しておいたほうがいいと思います。私が思うのは、この日本の「なし」というところを何とかして埋める状況の案を皆さんで考えていただければと思っております。

○清家座長 吉川委員。

○吉川委員 権丈先生に質問なのですが、今のご説明を伺った上で、大きく分けて2つの得失、メリット・デメリットはどのようにお考えなのですか。

○権丈委員 2つといいますと、この基礎年金のほうを上げるという選択肢はもうないですね。

○吉川委員 3つかもしれない、その場合は。

○権丈委員 基礎年金を最低生活費としてガバッと上げてしまうという、これはスウェーデンとかだったら、基本的に99年の年金改革以前に、もう高齢者の生活保護受給者というのがほとんどいない状況だったんです。だから、あそこは生活保護を受けるときにミーンズテストが確かにあるんですけども、そこはものすごくジェネラスで、基本的にはもうそういう人たちはいなかった。だから、あそこは基礎年金を最低保障年金と呼びかえることができたんです。最低保障年金の新設ではなく名前を変えただけなんです。誰かの負担が一気に増えたわけでもないし、誰かの給付に変化が起こったわけでもない。けれども、日本のように、拠出利益におらがある、だから給付額に大きな差があるようなところで、年金だけを基準にして最低年金を保

障しますよということが果たしてスムーズにできるのかどうか。

だから、私は、年金の制度設計は生活保護とのかかわり合いがあると思います。生活保護が非常にジェネラスで、もうほとんどミーンズテストが必要でないぐらいのところまで高齢者の生活というのが、スウェーデンでは99年改善以前の基礎年金額で、99年以降の最低保障年金という額が基本的には同じ額ぐらいなんです。だから、年金給付額でやりますという形にはなるわけなんですけれども、名前が変わったぐらいだから、余り大きな変化ではない。けれども、日本で今、最低保障年金という年金給付額だけを基準にして、6万円を上げますとか、7万円を上げますといったときに、果たしてどんなことが起こるのかなということを考えると、私は、ドイツとかフランスとかが導入していったような形で、ある程度ペナルティーを課すといえますか、資産や所得調査をすとかといった形でちょっと段差を持たせないと、スムーズに制度の移行というのはできないのではないかと考えております。

○吉川委員 私なりにもう一回整理すると、高齢者の生活というものを考えたときに、お金は年金も含めて、ありとあらゆることに使えるわけです。そういう中で、医療というものを一つ特別なものとして、私たちの社会あるいは多くの先進国では考えているわけです。実際にはもちろん日本の場合には介護もありますが、簡単のために医療とします。これはもちろん合理的なことで、医療というのは、まず第一に高齢者のウェルフェアにもものすごく大きな影響を与えるし、しかも確率的な事象で、場合によっては非常に高額の出費を要する。したがって保険が必要で、そこを社会的に医療保険というものも考えて、そこを食べ物を食べるとか、娯楽をするというのは別のジャンルのものであるとして考える。これは正しいと思うのです。

生活保護との関係が先ほどから指摘されているわけなんですけれども、生活保護の場合、ご承知のとおり、医療とか介護では生活保護の対象の人はただになるということになっているわけですが、そのように考えた場合、結局高齢者の生活で医療・介護のところについて、ある種特別の手当がある。それは基本的にはもちろん保険という形がある。しかし、生活保護の場合には特別の手当をしている。そのほかに高齢者ももちろんお金が要るわけで、お金については、基本は年金です。先ほどから権丈先生が言っているのですが、医療との関係あるいは生活保護との関係で、生活保護以外の人たちについての所得、お金の保障、それを、権丈先生のお考えは、年金はある程度低く抑えて、その上でミーンズテストをして、必要な人たちに別途保障するのが日本では現実的だろうということではよろしいですか。

○権丈委員 年金を低く抑えてと言われて、ミーンズテストとかということと言われると、私は「いや」とかと言いたくなるんですけれども、年金は高いほうがいいんですけれども、基礎年金と生活保護の関係は、生活保護の基準よりも年金のほうが低くなるぐらいの関係でもいいんじゃないんですかという話です。これを生活保護よりも高くないと、それは細野委員の意見とも関係するんですけれども、これよりも高くす

るという、あるいは生活保護と同額のところへ持っていくということではなく、今の状況でいいんじゃないのかなというのがあります。

○吉川委員 さらに質問させていただいてよろしいですか。すみません、権丈先生は専門家でいらっしゃるので、教えを請いたいという趣旨なのですが、その場合に、生活保護のほうがお金の受給について基礎年金より高くなる場合がある。プラス医療・介護のところは生活保護だと全部ただになるわけです。そうすると、ボーダーの人たちの間で生活保護へのインセンティブがかなり強まるということになるかと思うのですが、その点はどのようにお考えになりますか。

○権丈委員 生活保護へのインセンティブが非常に強まるというのは確かにあるかもしれないんですけども、ミーンズテストにはスティグマが伴いますし、先ほども言いましたように福祉事務所に一定の裁量権があって現実には締め付けが厳しい。貯蓄など、最低生活費1ヶ月分の半分しか許されないんです。それ以上もっていたら、生活保護を受給できない。つまり相当厳しい給付制限があるわけです。だから、心配されるように、生活保護の受給者が急激に増えることはないと思います。これは吉川先生のほうにお伺いしたいんですけども、では年金だけで生きていくのと、生活保護を受給するのと、生活保護のほうがいいんじゃないかというインセンティブが生じないように、年金を上げるということですか、それとも生活保護のほうを下げるということですか。

○吉川委員 私の考えは、基本的には生活保護というのは、この国で最後のラストリゾートとしてのセーフティーネットなわけですから、先ほどのお話だと、日本は諸外国に比べるとまだ生活保護率が低いというお話なのですが、健全な社会としては、生活保護という最後のセーフティーネットに頼らなくてはいけない人というのはできれば少ないほうがいいですね。ただし現在は、先ほども申し上げたとおり、私の考えは、いわゆる失われた10年の後遺症が残っている時期だと認識していますから、したがってそこがやや見通しがたい、問題を複雑にしている面があるとは思いますが、21世紀の日本ということを考えれば、長期的な制度設計としては、生活保護というのはしかるべく抑えられて、生活保護に頼らないでも生活できる高齢者が多数というほうが、日本の社会としてはハッピーではないかと思う。ただし、その場合には、当然その頼らなくてもディーストな生活ができなければ、これは元も子もないわけですから、そこをどのように設計すべきかということなのですが。

○権丈委員 高齢者という言葉が今出てきたので、吉川先生のご意見と私の意見は同じなんです。高齢者のところだけなんです、今私が話をしているのは。そして、85年に第三号被保険者制度ができる以前の配偶者は任意加入だったわけで、当時任意加入していなかった人をはじめ70数歳の寡婦で非常に所得が低い人たちが、現実問題としているわけなんです。だから、高齢者でない人たちの生活保護の認定基準を所得調査にしるとかとは私は言っていない。これまでのセーフテ

インターネットからちょっと漏れてしまった人たちが高齢者にいるという現実の問題をどう事後的に保障していけばいいのかなということは、各国、ほとんど最近直面している問題なんです、いろんな国で、そうした高齢貧困者を最後の最後に事後的に救済する制度を導入しているのは最近なんです。その人たちを何とか事後的に救済する制度を、今後の社会保険の年金としての納付インセンティブを阻害することがないように形で何とかできないだろうかといった窮余の策になってきます。ですから、その辺の目の前にいる高齢貧困者に対しては、いま少しジェネラスな制度を準備するということが私の考えです。

と同時に、先ほどの細野委員がおっしゃったところとも関連するんですけども、例えば免除制度を利用したとする。保険料納付の免除を受けて、将来、基礎年金の国庫負担分しかもらうことができませんでしたといった状況があるとすると、先ほどのこの図になるんですが、免除制度になって受給した、例えば3分の1の年金額というのは、現行の生活保護制度の下では、捕捉性の原理のもと100%所得とカウントされるのでその分の生活保護給付費用がまるまる減額されます。だから、保険料を納付したら、あるいは免除手続きをしっかりとっておけば、将来の年金受給額の半額はミーンズテストから外して、将来の生活保護といえますか、高齢者所得保障水準よりは若干いい生活ができるという仕組みにはしておいていただきたいというのがあります。高齢者の最低所得の設計というのは、長期的な納付インセンティブと、その辺のモラルハザードをどう緩和するかという非常に難しい問題があるんですね。私は、年金給付水準だけをチェックして給付額を決める最低保障年金を導入すると、納付インセンティブを大幅に減退させてしまうので、非常に危ないと思うんです。ですから、ある程度のハードルというのはあっていいんじゃないという考えで、吉川先生とそう変わらないと思うんですが、高齢者の今現在いる70歳を超えた人たちの寡婦とかで非常に生活の苦しい状況にある人たちをいかにして救っていくことができるかなというところが今課題だと思っています。

○吉川委員 私はもともと権丈先生に反論する意味で伺っていたのではないのですが。

○権丈委員 私も全然闘っているつもりは全然ないんですけども、同じ意見でしたよねということで。

○清家座長 はい、どうぞ。

○中村委員 できればこれも教えていただきたいんですけども、最初に現場の立場から幾つかお話しさせていただいたんですが、包括外部監査で一番指摘されたのは、今、吉川さんが言われた医療費扶助の問題なんです。現実には扶助費の2分の1が医療費・介護無料ということがありますので、ここが右肩上がり伸びている。これを言うのは本当に大変なことだと思うので、なかなか言い出す人もいないんですが、外部監査の指摘では、これはもうちょっと放置できる状況ではないので

はないかというご指摘はいただいたんです。ただ、だからといって言い出すのも怖いところがあって、これを放置すべきなのか、ある程度の抑制策を導入すべきなのか、そのあたり、分水嶺に来ているんじゃないかなと個人的には思うんですけども、ご意見をいただけたらなと思います。

○清家座長 この点についていかがですか。権丈委員、吉川委員、いかがですか。

○権丈委員 生活保護というのは、医療扶助が半分以上ぐらい占めているわけですし、医療が生活保護に入ってくるというのは保険料の問題のところがあるんです。私は、イン・アドバンスにという形で、国保の財政をしっかりと安定させなければいけない。そして国保に入っている低所得者問題に対処する必要があると思っています。国保の方で低所得者に対する減免をしっかりと充実させて、国保被保険者になってもらう。

国庫負担でしっかりと所得が低い分の保険料を補填して被保険者になってもらって、国保の財政から彼らの医療費を払ってもらうという仕組みにしていけば、彼らの医療費は生活保護の医療扶助のほうにはデータ上出てこなくなりますけれども、余りにも国のほうが国保に対する補助金を撤退していき、そして財政調整的にも企業側が抵抗を示すといった形で、非常に国保がづらい状況になってきている。私は、そのあたりのところは国保の財政問題として、低所得者への保険料の減免制度を通じて可能な限り低所得者を被保険者に組み込んでいながら、この公助という世界ではなく、共助の世界でやっていってはどうでしょうかといったことを言っております。私は、最後のラストリゾートとしての公助のところに多くの人たちが入っていかないような仕組みを何とかしてつくるのが一番大事で、そういう根本的なところの年金の制度、そして医療保険制度というものの費用負担問題のところをしっかりとやり、そして雇用をしっかりと全国に……。もうはっきり言って、「**地方を活性化する**」とか、「**中産階級を生む**」とかというのは、**意図的にやらないとできっこないんです**。中産階級をこの国でつくるぞとか、地方に雇用をつくるぞということを意図的にやらないとできるわけがない。それを意図的にやるということはある意味規制をすることなんですけれども、規制をどんどんと撤廃していったりすると、中央に資本や人とかいろいろなものが集まった社会になり、その一方で地方分権という名の下に財政の負担を地方に回すというのは、私はちょっと理に合わない動きがここ数年というか、ずっと続いているのを感じております。